

## 少年団活動における新型コロナウイルス感染予防策等について

### 【当少年団活動における基本的な考え方】

①新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置解除後(令和4年3月22日～)の団活動について

- ①下落合小学校での夕練、土・日曜日の練習については、通常どおり行う。
- ②八王子グラウンドなど下落合小学校以外の会場で行う活動については、万全な感染予防策を講じた上で行う。
- ③サッカー協会・北部指導協・少年団本部などが主催する公式戦については、主催者の指示に従い万全な感染予防策を講じた上で参加する。
- ④練習試合や招待大会、合同練習など他団体と交流する活動については、県境を超えない範囲で通常どおりとするが、健康観察票などによる参加者全員の把握と万全な感染予防策を講じた上で参加する。
- ⑤その他、状況に応じ必要な事項については、その都度協議・検討する。

※少年団活動への参加について(基本的な考え方)

保育園、幼稚園、学校に登園・登校している団員については、少年団活動に参加できるものとする。  
 コロナ陽性者、濃厚接触者、経過観察者、又はそれに準ずる場合、及び学級閉鎖や学校閉鎖等で、登園・登校ができない団員に関しては、参加を控えること。ただし、登園・登校している団員についても、より安全サイドで検討し、各家庭にて判断すること。

### 【さいたま市スポーツ少年団本部長からの通知】

まん延防止等重点措置の解除を受けて、令和4年3月22日以降、学校体育施設開放事業における制限を解除するとのおさいたま市からの通知を受け、さいたま市スポーツ少年団本部といたしましては、皆様に指導者や保護者及び団員の安全を第一に考えながら、新型コロナウイルス感染症の対策だけでなく、怪我の防止等のためにも段階的に活動再開を進めていただきたいと考えております。また、今後も保護者・団員と情報共有を行っていただき、万全な体制での活動をお願い申し上げます。  
 詳しくは、さいたま市スポーツ協会ホームページをご確認ください。  
<https://www.saitamacity-sports.or.jp/info/20220128/>

### 【さいたま市からの依頼】

まん延防止等重点措置の解除を受け、令和4年3月22日以降、学校体育施設開放事業における利用制限を解除いたします。  
 なお、新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合は、引き続き対応を下記のとおりといたします。  
 ○団体内で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合  
 ・陽性者の感染可能期間(発症2日前(無症状の場合は、陽性確認に係る検体採取日の2日前))に陽性者と接触した場合は当該団体の活動を中止し、団体は有症状者について確認を進めてください。活動中止期間は陽性者の最終活動日を0日として翌日から7日間とします。また、新たな陽性者が複数発生した場合は、中止期間の延長を検討してください。保健所の調査が入った場合は保健所からの指示に従ってください。  
 ・新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合には陽性者の行動歴やその範囲などを確認し、スポーツ振興課・学校へ速やかにご連絡をお願いします。  
 詳しくは、さいたま市ホームページをご確認ください。  
<https://www.city.saitama.jp/004/006/005/p007007.html>

③施設利用の際には、感染症防止策チェックリストの項目を遵守の上、ご利用ください。(チェックリストの提出は不要)  
 当少年団として、さいたま市学校体育施設開放運営委員会から利用団体に示された感染症防止策チェックリスト(さいたま市ホームページ参照)を参考に、次のとおり感染防止策等を作成いたしました。感染防止策等の実施について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 【感染予防策等】

|    | 項目            | チェックリスト   | 注意事項   |
|----|---------------|---|--|
| 1  | 検温・体調管理の徹底    | <input type="checkbox"/> 発熱・体調不良の有無<br><input type="checkbox"/> 同居家族・身近な知人・クラス内の感染疑い有無<br><input type="checkbox"/> 過去2週間以内の風邪・発熱状況の有無<br><input type="checkbox"/> 休校・休園、学年・学級閉鎖期間中の有無 | ・1つでも「有」に該当する場合は、活動参加を見合わせる<br>・全参加者は家庭で検温を実施すること(検温結果は、団で確認する場合がある)                                     |
| 2  | マスクの着用        | <input type="checkbox"/> 屋外では全員がマスクをはずしてよい。<br><input type="checkbox"/> 近距離で(2m以内を目安)会話をする時のみマスクを着用する。  | ・はずしたマスクは、各自衛生的に管理すること   |
| 3  | 十分な距離の確保      | <input type="checkbox"/> 運動中、休憩中は周囲の人となるべく距離を空ける<br><input type="checkbox"/> ミーティング等においても、3密(密閉・密集・密接)を避ける  | ・少なくとも2mの距離を空けることが適当である(激しい運動の場合はより一層の距離を確保する)<br>・保護者による送迎等は必要最低限にすること                                  |
| 4  | こまめな手洗い、消毒の励行 | <input type="checkbox"/> 活動開始前と終了後は原則手洗いを行う<br><input type="checkbox"/> 手洗いができない場合は手指消毒を行う  | ・学年指導者、保護者による声掛けにより、体育館外水道で実施する(タオルは共用しない)<br>・手指消毒液(団でビオレガード <sup>※1</sup> を用意)は適正に管理する(学年管理、不足時は役員に連絡) |
| 5  | こまめな休憩と水分の補給  | <input type="checkbox"/> こまめな休憩と水分補給を行う<br>・水、麦茶(夏季は1リットルにつき塩1つまみを加えたもの)<br>・スポーツドリンク(2分の1の濃さに水や氷で薄めたもの)<br><input type="checkbox"/> 夏季は練習の行き帰り、練習中は帽子を着用する                           | ・水筒、ボトルの共用はしない<br>・濡らしタオルは各自用意する(バケツは使用しない)  |
| 6  | ビブスの使用        | <input type="checkbox"/> ビブスは学年管理とし、学年指導者の判断で個人管理を認める   | ・使用後は家庭で洗濯する<br>・持ち帰り忘れや紛失に注意する  |
| 7  | 屋外トイレ等の消毒等    | <input type="checkbox"/> 体育館外水道蛇口の清掃(役員)<br><input type="checkbox"/> 屋外トイレドアノブ・蛇口の消毒(トイレ清掃当番)<br><input type="checkbox"/> 練習用具等の消毒(必要に応じて使用者)   | ・消毒液(団でイータック <sup>※2</sup> を用意)は適正に管理する(倉庫内管理、不足時は役員に連絡)<br>・ゴミは適切に処分する                                  |
| 8  | 活動時間の厳守       | <input type="checkbox"/> 活動の開始・終了時間を厳守する  | ・学年指導者、保護者により指示を徹底する   |
| 9  | 体調不良時の対応      | <input type="checkbox"/> 団員の感染、活動後の体調不良は速やかに報告する  | ・保護者から学年お世話係りを通じて代表に報告する   |
| 10 | その他           | <input type="checkbox"/> グラウンドに唾や痰を吐かないこと   | ・サッカーは紳士のスポーツであるので当然である  |

※1 ビオレガード 薬用消毒スプレー: 菌を増やさない抗菌成分を配合。ばい菌がいらない状態を長時間維持。トリガータイプで、ツメ・シワの間など細かいところも直接ねらえる。

※2 イータック 抗菌化スプレー: ドアノブなどにシュッとトイレペーパーでサッと拭くだけ。ウイルス・菌を除去し抗菌作用が1週間持続。ノンアルコールで塩素系成分不使用。